

第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標

第Ⅳ章の見方

推進の柱ごとに、体系表をつけています。

〈左ページ〉

質の高い幼児教育

1 幼児教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等並びに小学校等と連携しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解と実践
幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達の特性に応じた教育・保育の推進をめざします。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 市町村における幼児教育振興において、教育委員会と保育所管課が積極的な役割を果たせるよう、市町村との連携を密にした支援
- 県幼児教育センターを中心とした関係各課との協力体制の構築・情報共有
- 研修会の開催
 - ・鳥取県幼児教育推進研究協議会 等
- 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）へ保育者等を派遣
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援

【市町村・設置者】

- 市町村の特色を生かした幼児教育振興に関する計画の策定を進めましょう。
- 教育委員会と保育担当課等の連携を密にし、市町村の現状に即した取組を支援しましょう。
- 研修会を開催しましょう。
- 保育者等が園内外の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、園で行っている教育・保育の内容について発信しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 育みたい資質・能力を明確にした全体的な計画や指導計画等を全保育者等で作成・編成改善しながら幼児教育の質の向上を図りましょう。
- 保育者間の共通理解と協力体制を築き、教育・保育の充実を図りましょう。
- 幼児理解に基づいた評価を実施し、子ども一人一人のよさや可能性を把握し、指導の充実を図りましょう。
- 乳幼児期の育ちや学びを「見える化」し、幼児教育の特性についての保護者や地域住民に発信しましょう。
- ・園だより ・保育公開 ・掲示板の活用 ・ICTの活用 等

推進のためのキーワード

推進の柱

基本的な考え方を示しています。

具体的な目標を挙げ、取組の方向性を示しています。

それぞれの役割や具体的な取組を示しています。

【県・県教育委員会】

【市町村・設置者】

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

【小学校等】

基本方針

幼児教育の質の向上

活用の仕方・場面

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

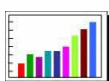
○園内で活用

- ・全体的な計画の作成
- ・職員研修
- ・幼保小連携・接続の資料
- ・指導計画等作成
- ・研究テーマ設定
- ・入園説明会
- ・保護者会

○園紹介用資料として活用

- ・園の広報資料（保護者・地域の方等）作成
- ・実習、体験ボランティア等の受入れ 等

〈右ページ〉



各種調査等による実態



参考となる実践・取組・資料等



理解を深めるための資料

施 策

県の施策

施 策

市町村の施策

POINT

重要な視点



【小学校等】

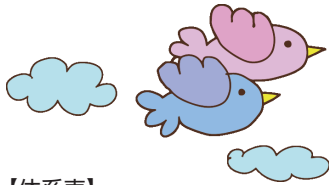
- ・ 架け橋期のカリキュラムの開発
- ・ スタートカリキュラム見直し・実施
- ・ 保護者研修会
- ・ 幼保小連携・接続のための研修
- ・ 保育体験の事前研修
- ・ 校内研修会

等

【市町村・設置者】

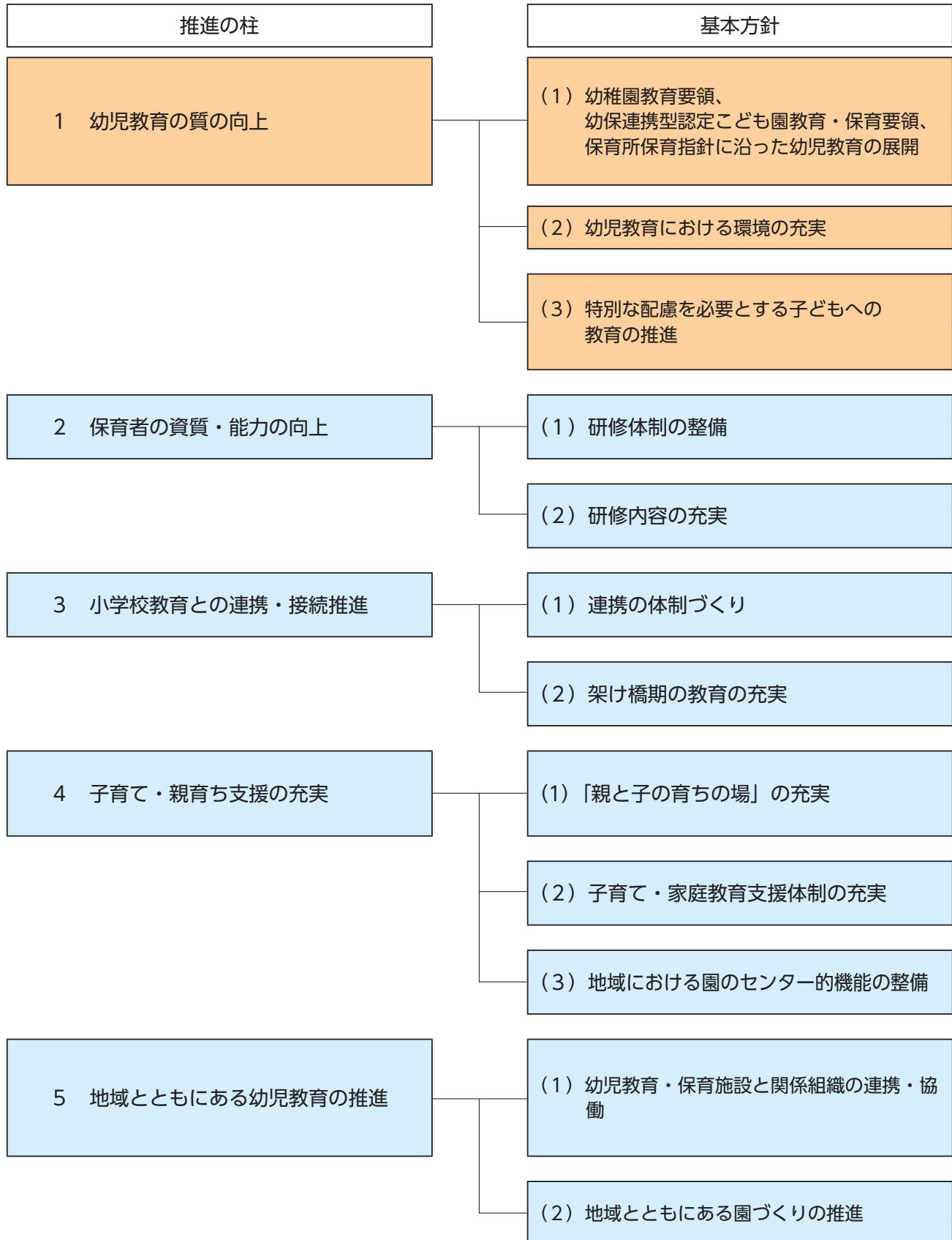
- ・ 行政施策の参考
- ・ 幼児教育に関する政策プログラムの策定・見直し
- ・ 職員研修会の参考資料
- ・ 計画訪問、要請訪問時の参考資料

等



推進の柱 1 幼児教育の質の向上

【体系表】



質の高い幼児教育をめざしましょう



目 標

- ①幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解と実践
- ②教育・保育内容の充実
- ③自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

①幼児教育における環境の整備・改善

- ①支援体制の整備・充実
- ②個別的教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携・協働

- ①体系的な研修計画の整備・充実
- ②組織的・計画的な研修の推進

- ①専門性の向上のための研修の充実
- ②地域における学び合いの場づくり

- ①持続可能な連携の体制づくり ～組織をつなぐ～
- ②連携・交流の推進 ～人をつなぐ～

- ①架け橋期のカリキュラムへの発展 ～教育をつなぐ～
- ②幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

- ①多様な場を活用した交流機会の提供
- ②保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- ③親と子の生活習慣づくりの支援

- ①関係機関と連携した子育て・家庭教育支援体制の充実
- ②家庭や地域における子育て・家庭教育支援体制の充実

- ①幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

- ①連携体制の整備
- ②市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定・改訂
- ③多様な幼児教育・保育施設の連携推進

- ①地域資源の積極的な活用
- ②子どもとともに育む地域づくり

集団生活の中で、子ども同士のかかわりが深まるように配慮することが大切です。そのことにより、子どもの体験がつながりをもち、学びがより豊かになっていきます。



1 幼児教育の質の向上

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等並びに小学校等と連携しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解と実践

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達の特性に応じた教育・保育の推進をめざします。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 市町村における幼児教育振興において、教育委員会と保育所管課が積極的な役割を果たせるよう、市町村との連携を密にした支援
- 県幼児教育センターを中心とした関係各課との協力体制の構築・情報共有
- 研修会の開催
 - ・鳥取県幼児教育推進研究協議会 等
- 幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）へ保育者等を派遣
- 担当指導主事、保育・幼児教育専門員による園内研修の支援

【市町村・設置者】

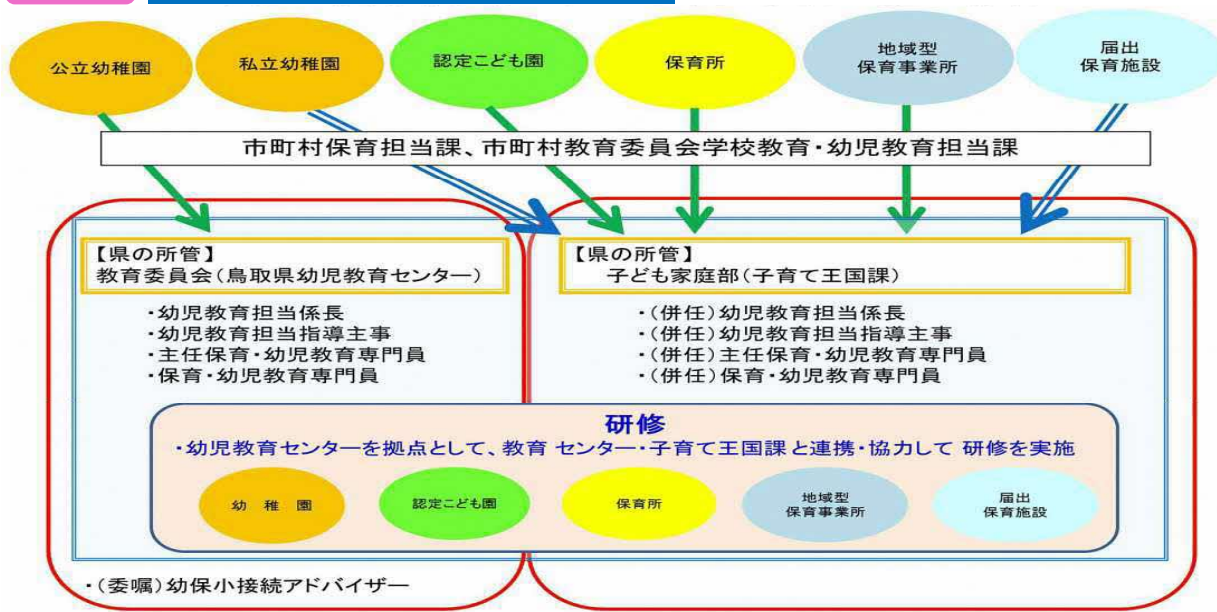
- 市町村の特色を生かした幼児教育振興に関する計画の策定を進めましょう。
- 教育委員会と保育担当課等の連携を密にし、市町村の現状に即した取組を支援しましょう。
- 研修会を開催しましょう。
- 保育者等が園内外の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、園で行っている教育・保育の内容について発信しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 育みたい資質・能力を明確にした全体的な計画や指導計画等を全保育者等で作成・編成し、評価・改善しながら幼児教育の質の向上を図りましょう。
- 保育者間の共通理解と協力体制を築き、教育・保育の充実を図りましょう。
- 幼児理解に基づいた評価を実施し、子ども一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにしましょう。
- 乳幼児期の育ちや学びを「見える化」し、幼児教育の特性についての保護者や地域住民の理解を促進しましょう。
 - ・園だより ・保育公開 ・掲示板の活用 ・ICTの活用 等

施策

鳥取県における幼児教育の推進体制



施策

「鳥取県幼児教育センター」による支援

鳥取県幼児教育センターには、幼児教育担当指導主事と保育・幼児教育専門員が配置されています。訪問を通して、園の現状と課題の把握、園内研修支援、小学校等との連携・接続の推進、情報提供など、各園、地域の実態に応じた支援を行っています。

詳細は「第V章」参照



幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針 内容

幼児教育において大切にしたいこと

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園
施設類型に関わらず、**幼児教育で大切にしたいことは同じ**

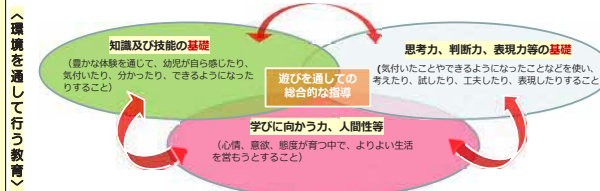
幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
(平成29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施)
＜内容について一層の整合性を図る＞

- ・環境を通じた教育を基本とする
- ・幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること
- ・遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること
- ・一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること

そして、幼児が発達に必要な体験を積み重ねていくことができるように、先生は、**環境の構成**を行うこと

育みたい資質・能力

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
 - 資質・能力の三つの柱として整理
 - ①生きて働く「知識・技能」の習得
 - ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養
 - 幼児教育段階では、三つの柱を下图のように整理。この資質・能力は幼稚園教育要領等の5領域の枠組において育むことができるため、5領域は引き続き維持
- なお、**幼児教育の特性**から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、**遊びを通しての総合的な指導**を行う中で、**一体的**に育んでいくことが重要

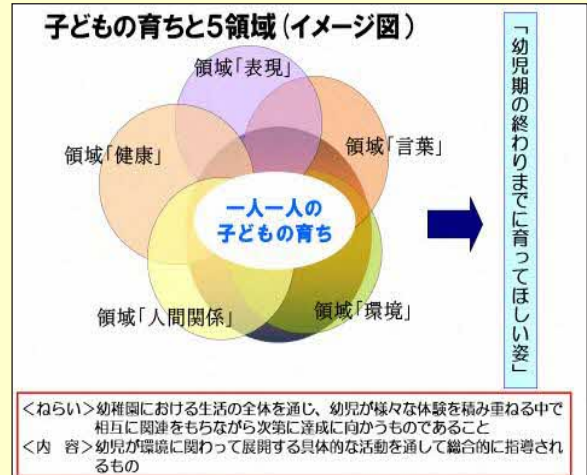
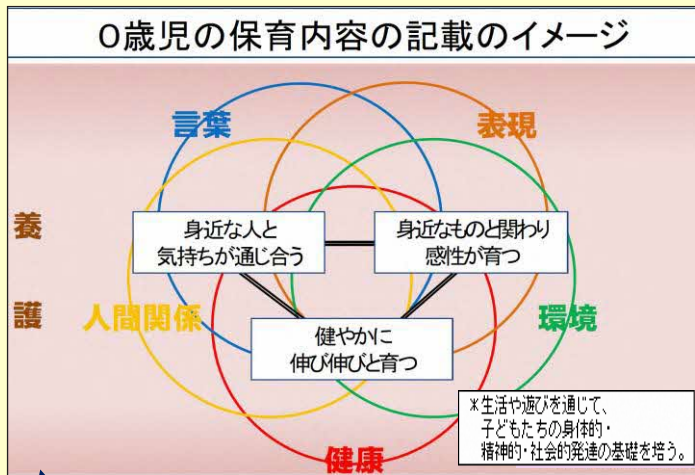


令和5年度幼児教育の理解・発展推進事業資料

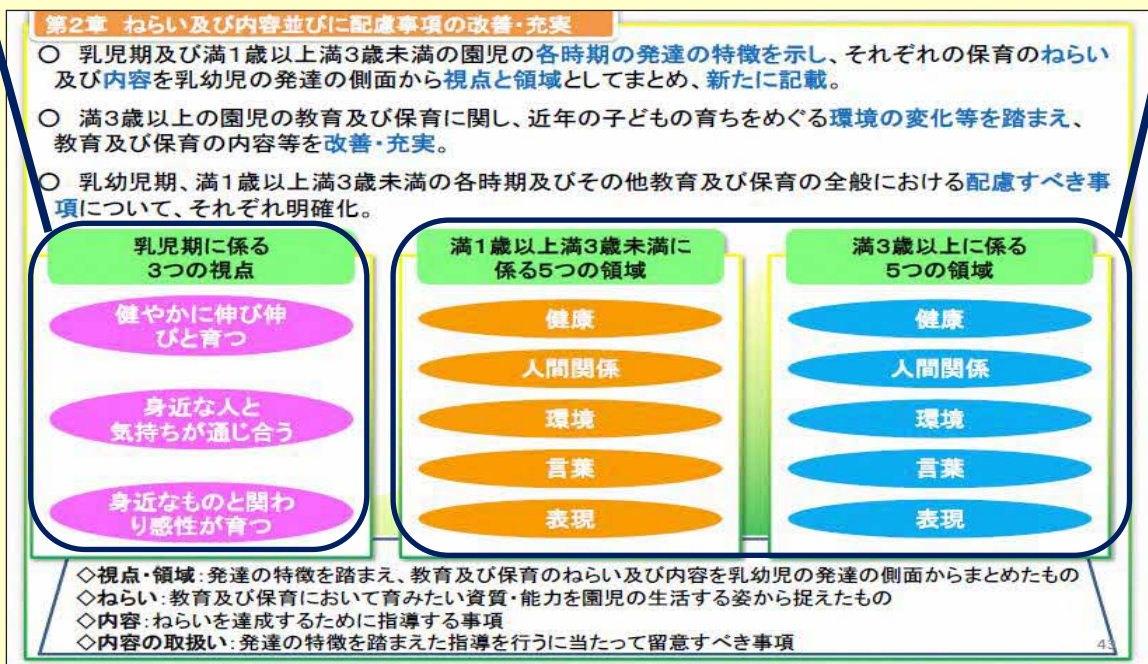
幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等における教育内容等の整合性が図られ、「幼児期において育みたい資質・能力」の明確化、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、全体的な計画や指導計画等を作成・編成するなど、教育・保育の質をより高めていくこと等が明記されています。



幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針 内容



令和5年度幼児教育の理解・発展推進事業（中央協議会）資料



平成29年「中央説明会」資料

幼児期の教育における見方・考え方

教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる**幼児期の教育における見方・考え方**を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

「幼稚園教育要領解説」（平成30年3月 文部科学省）

「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、保育者が念頭におくこと

- ①一人一人の幼児の体験を理解しようと努めること。
- ②幼児の体験を教師が共有するように努め、共感すること。
- ③ある体験からどのような興味や関心が幼児の心に生じてきたかを理解すること。
- ④ある体験から幼児が何を学んだのかを理解すること。
- ⑤入園から修了までの幼稚園生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えること。

「幼稚園教育要領解説」（平成30年3月 文部科学省）

POINT

遊びや生活の中で様々な環境と関わり、豊かな体験を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が育まれていきます。その際、心動かされる体験を準備し、集団生活の中で、子どもたち同士のかかわりが深まるように配慮していくことが大切です。そのことにより、子どもの体験がつながりを持ち、学びがより豊かになっていきます。

幼児理解に基づいた評価

- 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

「幼稚園教育要領解説」（平成30年3月 文部科学省）

POINT

日々の記録やエピソード、写真などの子どもの評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の保育者等で一人一人のよさを捉えたりして、より多面的に子どもを捉える工夫が必要です。



基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標② 教育・保育内容の充実

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、教育・保育内容の充実を図ります。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- グランドデザイン、全体的な計画、指導計画等の作成・編成、活用等、カリキュラム・マネジメントの確立のための支援
- 担当指導主事、保育・幼児教育専門員による園内研修の支援
- 幼児教育センターと子育て王国課との連携による研修内容の充実
- 人権尊重の視点からの取組の推進
- 運動遊びの機会の提供、情報発信

【市町村・設置者】

- 計画的に市町村や園の実態・課題に応じた研修会を開催しましょう。
- 計画的・継続的な園訪問による支援・助言を行いましょう。

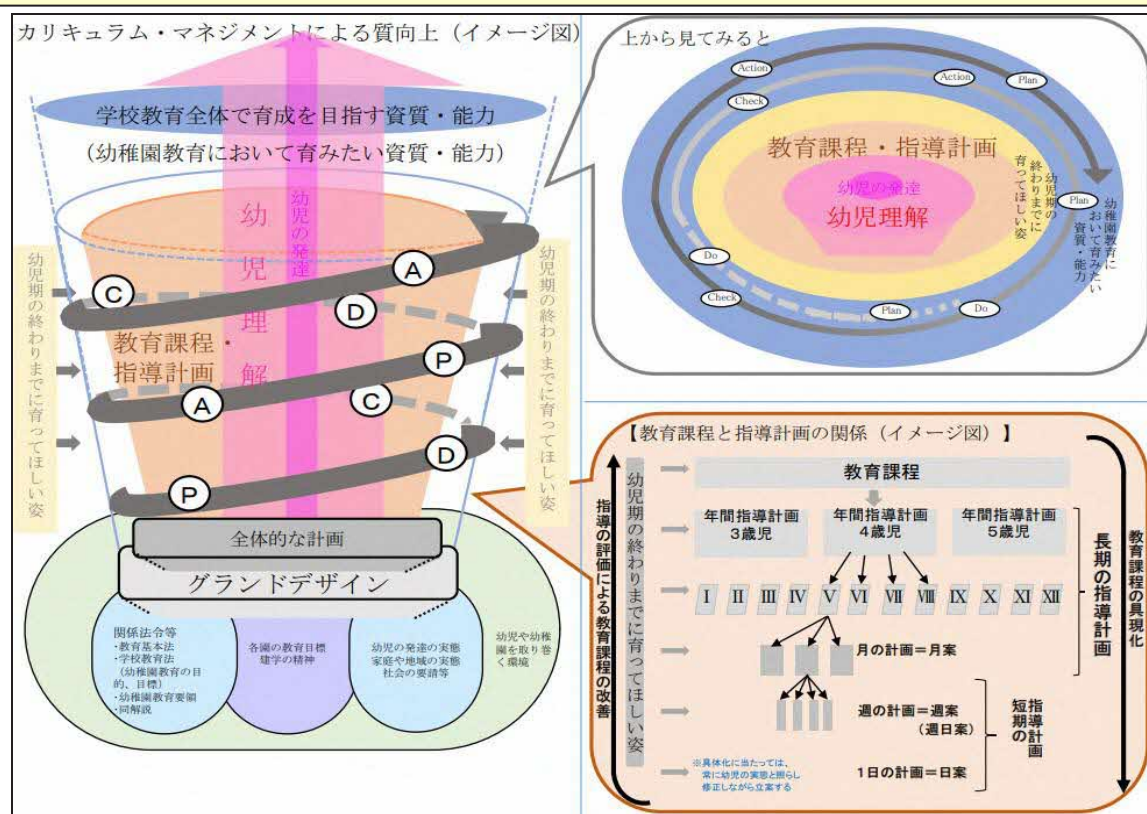
【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 遊びを通して総合的な発達が実現していくよう全体的な計画、指導計画等に基づいた教育・保育の実践をしましょう。
- 自園の教育目標及び実態に基づき、グランドデザイン、全体的な計画、指導計画等を組織的・計画的に全保育者で作成し、カリキュラム・マネジメントを確立させましょう。
- 全体的な計画、指導計画等を絶えず見直し、改善し、教育・保育の質の向上に努めましょう。
- 保護者や地域に教育・保育内容について発信しましょう。
- 園内の研修体制づくりをしましょう。
- 公開保育や事例検討会等の園内研修を積極的に実施しましょう。
- 人権尊重の理念について十分理解し、子どもが自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努めましょう。



カリキュラム・マネジメントの実施・確立

幼児教育において育みたい資質・能力が育まれた具体的な姿が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であり、これを念頭に置きながら、幼児を理解し、また教育課程の編成や指導計画の作成をしていきます。PLAN（計画）、DO（実践）、CHECK（評価）、ACTION（改善）といったPDCAサイクルの好循環を通して、組織的かつ計画的に各園の教育活動の質の向上を図ることが必要です。



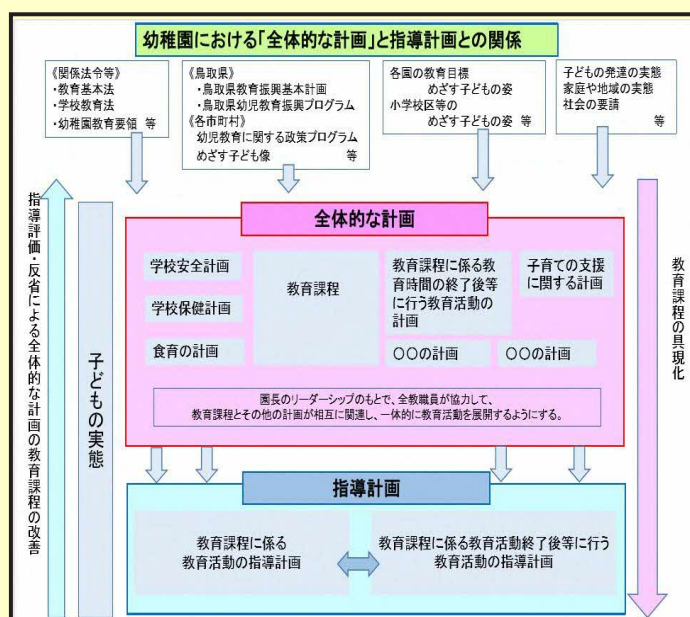
文部科学省「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」（令和3年2月 文部科学省）

【人権尊重の視点の取組】

幼児期における人権教育実践上のポイント

- 幼児が自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努める。
- 遊びを中心とする生活の場で自分を大切に
する感情とともに、他の人のことも思いや
れるような社会的共感能力の基礎を育むと
いう視点を大切にする。
- 保育者自らの人権意識を絶えず見つめ直す
など、確かな人権感覚が身に付けられるよ
う、常に自己研鑽を積む必要がある。

「令和6年度 鳥取県新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修ハンドブック」



基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標③ 自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

幼児教育の質の向上のために、実践を常に振り返り、教育・保育の充実・改善につながる評価の実施を推進します。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

○自己評価を中心とした学校評価・園評価の活用・推進

・評価のガイドラインの周知

（「幼稚園における学校評価ガイドライン」・「保育所における自己評価ガイドライン」・「実効性のある学校評価の実施に向けて－幼児教育の質向上につなげる学校評価ガイドブック－」）

・県が行う計画訪問の際の状況把握、支援・助言

・担当指導主事、保育・幼児教育専門員の園訪問による支援・助言

・第三者評価受審への働きかけ、私立園に対する運営費の加算

【市町村・設置者】

○各園における学校評価・園評価実施のための説明を行いましょう。

○学校関係者評価、第三者評価を促進しましょう。

○学校評価・園評価実施のための体制づくりと報告・公表を推進しましょう。

・報告内容等に対する支援・助言及び園訪問による支援・助言

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

○重点目標（重点的に取り組む目標）を定め、評価指標で具体化しましょう。

○PDCAサイクルに基づいて積極的に学校評価・園評価を実施しましょう。

○評価の結果について全職員で共通理解を図り、教育・保育の充実を図りましょう。

○評価の結果を保護者や地域に公表・公開し、教育・保育の改善につなげましょう。

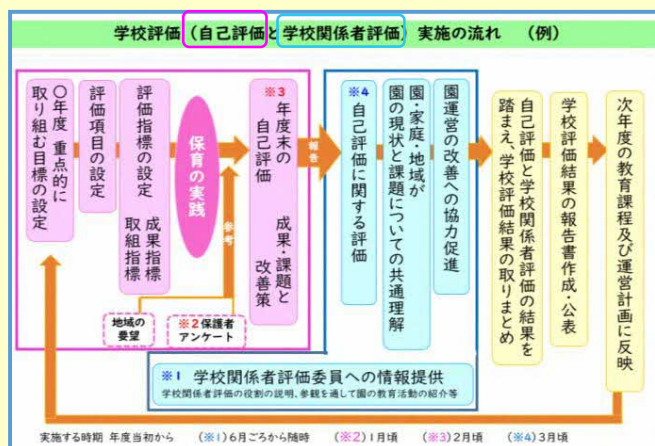
○評価の結果に基づき、全体的な計画及び指導計画等の見直し、改善を行いましょう。



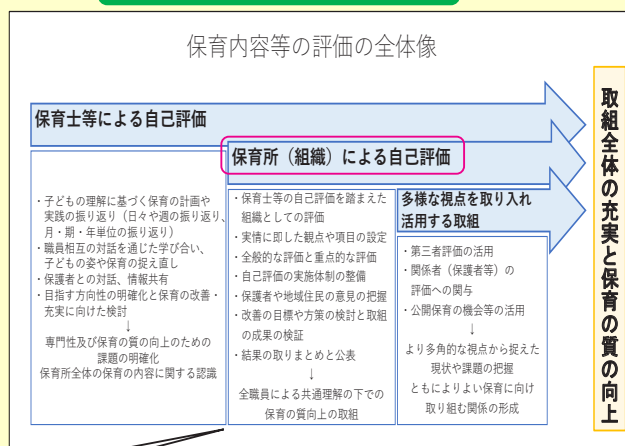
実効性のある学校評価・園評価に向けて

これからの園には地域社会に開かれた幼児教育施設として、教育活動及びその他の運営を充実させると同時に、幼児教育の質の向上につながる実効性のある学校評価・園評価を行うことが求められています。

学校評価



園評価



「保育所（組織）による自己評価」を実施する際は、学校評価における「自己評価」が参考になります。

「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」
（令和2年3月 厚生労働省）

自己評価結果（総括評価表）の記載例

自己評価結果の総括表

〇〇幼稚園

重点的に 取り組む 目標	評価項目	評価 指標 及び 評価 結果				総括 評価	コメント 評価結果に関する説明・意見等	
		基準	取組 指標	取組 結果	基準			成果 指標
教育 活動 の 記 録 を 生 か し た ま め や 保 育 の 見 直 し 改 善 と 環 境 の 構 成	【教育活動・指導】 幼児期の発達や幼 児の学びを踏ま えた教材を工夫し て環境を構成する。	4	子どもの主体性やねらいとのバランスを考 え、遊具や用具を揃え、環境の構成を工夫 する。	4	子どもは、教師が研究して準備したモノに興 味や関心をもち、活用しながらさらに遊び が発展するようにになった。	2.4 (2.5)	B	・子どもの遊びや生活の姿に合わせ事前準備をし たり、研修会で学んだことを遊びに取り入れ たり自分なりに工夫をして準備をするよう に努めることで、子どもの主体性やねらいが 達成できている。 ・学びを深め子どもがやりたいと思える遊び を準備していきたいが、遊具や用具、遊びな どの教材の工夫・研究にはまだまだ課題がある。
		3	子どもの発達にあった遊具や用具等、保育 室の環境を考え、子どもたちが遊びやすい 用具の置き方を工夫する。	3	子どもの遊びのイメージがわきやすくなった。			
		2	子どもの発達を理解し、一人一人に合った 遊具や用具を準備する。	2	子どもは、教師が提示したり環境として置 いたモノに興味を示し、触れたり使ったりす るようになった。			
		1	一人一人に合った遊具や用具を準備する。	1	子どもは、教師が提示したり環境として置 いたモノを見ている。			
	【教育活動・指導】 飼育物や栽培に興 味・関心をもち、 発見や気づきを通 し、命の大切さに つながれた援助を する。	4	栽培物の花や実を造形活動に生かしたり食 べたりして、命の大切さにつなげた援助を する。	4	育てている花や野菜の生長に気づき喜んだ り、友達に伝えたりするなど、栽培物に関心 もち、大切にする気持ちをもつようになった。	3.3 (3.4)	A	・1年を通して計画を立て、季節に応じて野 菜の栽培をしたり、収穫したものを試食し たり子どもたちと一緒に世話をする中で、子 どもの気持ちに共感したり、生長や変化に 気付くよう声をかけたりしてきた。生長を 楽しみに日々観察をし、気づきを友達や教 師に伝えるようになったり、木々の葉の色 の変化に気付くまで葉を集める姿が見られ たりしている。教師自身が意識をして保育 を行ってきたことで、子どもたちが興味関 心をもつようになり子どもたちの飼育物や 栽培物に対する変化が見られた。
		3	子どもたちの気づきや発見、活動にに応 じて、栽培物の生長に気付くような表示や 掲示物を工夫したり環境構成をしたりする。	3	自分たちの育てている花だけでなく、園 内の花や野菜の様子にも興味をもつようにな った。			
		2	季節に応じて種まき、苗植えをして、子 どもと一緒に生長を楽しむ。	2	当番を楽しみにして、成長や変化に気付く ようになった。			
		1	指導計画に基づいて、花や野菜などを育 てる活動を保育に取り入れる。	1	当番はするが、興味・関心はあまりない。			
	【教育活動・指導】 日々の振り返り の中で、子ども の姿から発達を 捉えたり保育 のねらいとの 関連から自 らの指導を 評価し、保 育を改善す る。	4	日々のねらいに即した記録や週日案の改善 から、一人一人の発達に必要な経験が得 られる保育を創造する。	4	記録を基に振り返り、PDCAサイクルを保 育実践に生かした教員が 75%以上	3.0 (2.9)	B	・週案には、自分の中でねらいや計画性をも った保育ができるよう意識をして、作成・実 行・日々の振り返りを行ってきた。記録や 振り返りを行うことが身に付き、教師同 しで具体的にどのような援助をしていく のか、やってみようだったのかなど、少 ずつではあるが、記録の仕方に工夫をし て次の日の保育に生かすことができている。 ・振り返りの仕方や子どもの捉え方、見方 をより深め意識していきたいが、今後も PDCAサイクルを日々の実践に生かしていける ようにしていく。
		3	子どもの発達や姿から保育を振り返って 記録し、ねらいに即した評価を行い、週日 案の改善を行う。	3	同上 65%以上			
		2	日々の振り返り、反省・評価を重ねなが ら、発達の時期や年齢を意識した保育を 実践する。	2	同上 50%以上			
		1	日々の振り返りをし、反省・評価を基に、 次の日の計画を立てる。	1	同上 50%未満			

※ この下に、2つの重点的に取り組む目標「職員の資質向上と服務管理」と「地域に開かれた園づくり」に関する評価項目・評価指標と、それに関する評価が記されているが、ここでは省略する。

POINT

「実効性のある学校評価の実施に向けて」（公益社団法人 全国幼児教育研究協会）

全職員で園や子どもの実態について話し合い、それを踏まえて本年度の「重点目標」（「重点的に取り組む目標」）を設定しましょう。その達成に向けて「評価項目」（具体的な取組）を設定し、「取組指標」（どのようなことにどの程度取り組むか）や「成果指標」（幼児や職員がどのように変容したか）を示し、取組の方向性を全職員で確認し、実践しましょう。さらに、成果や課題を分析して改善策を全職員で共通理解し、次年度に生かしていきましょう。

<参考>

「幼稚園における学校評価ガイドライン」【平成23年改訂】（平成23年11月15日 文部科学省）
「実効性のある学校評価の実施に向けて—幼児教育の質向上につなげる学校評価ガイドブック—」
（文部科学省委託「令和2年度 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究」（公益社団法人 全国幼児教育研究協会）
「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」（令和2年3月 厚生労働省）

基本方針（２）幼児教育における環境の充実

目標① 幼児教育における環境の整備・改善

幼稚園・認定こども園・保育所等が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、幼児教育における環境の整備・改善に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 「幼稚園設置基準」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいた適切な教職員配置、施設整備の推進について、設置者への指導助言
- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を上回る職員配置への支援
- 幼児教育の質の向上に係る国への要請（財政基盤の強化）
- 幼児教育に関する専門的なアドバイザー等の配置の推進
- 県と鳥取短期大学が協定を締結し、連携・協力して県内の保育人材の養成、確保及び定着と保育・幼児教育の質の向上を図る
- 鳥取県保育士・保育所支援センターを中心とした保育人材確保のための取組の実施（若者への魅力発信、潜在保育士等の就職支援、現役保育士等の離職防止・職場環境改善、修学資金貸付等）
- 保育者等や保護者の負担軽減につながるＩＣＴの活用の支援
- 施設の安全対策、性暴力を含む保育の現場における虐待等（不適切保育）の防止に対する啓発、助言

【市町村・設置者】

- 幼児教育の質の向上に向けて人的資源の確保・充実に努めましょう。
 - ・幼児教育担当の指導主事、保育リーダー等の配置
 - ・園の実情に応じた正職員及び加配保育士等の確保・配置
- 「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて、施設・設備、園具・教具等の状況の点検・整備に努めましょう。
- 安全・安心な園づくりに努めましょう。
 - ・防災、防犯、事故等の安全対策の実施
 - ・保育の現場における虐待等（不適切保育）の防止に向けた相談・支援
- 保育者等や保護者の負担軽減につながるＩＣＴの活用の支援

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

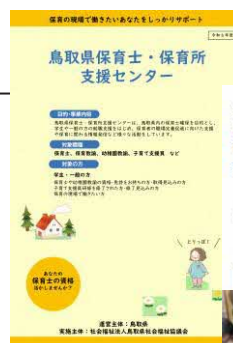
- 組織マネジメントを通して、保育者等の力が最大限に発揮できる人的配置、全保育者等の連携・協働体制を整えましょう。
- 子どもの主体的な活動が確保されるよう園内外の環境を工夫しましょう。
- 安心・安全な園づくりをめざし、日常的な安全点検に心がけるとともに、防災、防犯、事故等に対する訓練を計画的に進めましょう。
- 子どもたちの人権擁護の観点から、「望ましい」と考えられる関わりができていないか振り返りましょう。
- 子どもたちと向き合う時間を確保するためにＩＣＴを活用しましょう。（出欠管理・登園降園情報・保護者への連絡・園便り等）
- 遊びを通して、安全についての構えを身に付けさせ（*）、災害時などの緊急時に適切な行動がとれることを意識した保育を行いましょう。
- 園内外の自然環境を活用した体験活動を積極的に取り入れましょう。

* 安全についての構えを身に付ける・・・幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになることであり、安全な方法で行動をとろうとするようになること

施策

鳥取県保育士・保育所支援センターの取組

- 若者への魅力発信
 - ・若手保育士による出前説明会、魅力発信フェスの開催
 - ・中高生を対象としたおしごと体験事業の実施
- 潜在保育士等の就職支援
 - ・就職の伴走支援を行う保育士キャリアアドバイザーの配置
- 現役保育士等の離職防止・職場環境改善
 - ・現役保育士向けの相談窓口の設置（メンタル相談等）
 - ・職場の定着向上に向けた取組の促進（エルダー・メンター制度）
 - ・新人保育士合同研修会や働き方改革セミナーの開催
 - ・各施設訪問、業務改善提案



【安全・安心な園づくり】

園生活が子どもたちにとって安全であるように、施設設備の整備及び安全点検に努め、安全に落ち着いて遊ぶことのできるように環境を工夫していきましょう。また、あらゆる災害・事故等を想定した訓練等を実施したり、「避難確保計画」や園周辺のマップ等を作成したりして、園の安全確保に努めましょう。

日々の保育の振り返りにあたっては「子どもにとってどうなのか」という視点で考えていくことが大切であり『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト～子どもを尊重する保育のために～』（全国保育士会）等を活用できます。

＜環境整備の例＞

- 棚やロッカーなどの転倒防止、固定。備品の落下防止。
- 安全点検の徹底、設備等の改善。緊急時 110 番通報システムの導入。
- 避難経路の確保。玄関の施錠。施設内外の見回り。
- ガラスに飛沫シートの貼付。防犯カメラの設置、増設。
- 避難準備物の確保。（避難用の外履き、防災頭巾、ライフジャケット、ヘルメット、簡易テント、ブルーシート、クラス用非常持出し袋、非常食 等）



小学校や地域の方との
合同避難訓練



地域の自治会作成の避難マップに、要支援者として園が位置付けられています。避難訓練では、地域の方が園児を避難所に誘導します。

子どもと作成した園周辺のマップ



地域のマップの中に、交通量が多いところ、横断歩道などを示し、安全にお散歩等ができるようにしています。また、安心して遊べる場所をマップに記しています。



安全に関する指導の充実

情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

「幼稚園教育要領解説」（平成30年3月 文部科学省）

POINT

日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険な事を知ったり、そのときにどうしたらよいか体験を通して考えたりできるよう、保育者が促していくことが大切です。

また、子どもたちが自らの命を自らで守ることができるよう、避難訓練を年間指導の中に計画的に位置付けるとともに、園のある地域の特徴を理解し、それに対応した指導を日常的に意識して積み重ねていくことが重要です。

基本方針（３）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の推進

目標① 支援体制の整備・充実

特別な配慮を必要とする子どもの「切れ目のない」支援の充実を図るために、園内外の支援体制整備を進めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 特別支援教育に関する研修会の開催
 - ・園内委員会の設置や特別支援教育担当の役割の明確化の推進
- 関係機関・専門機関との連携
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの養成
- 特別支援教育に関する教員・保育者等の知識・技能・指導力の向上
 - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材の育成・活用
- 教育相談等の推進
(特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、LD等専門員 等)
- 医療的ケア実施体制の整備
 - ・医療的ケア関係者による会議、研修会の開催等
- 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」に基づく、あいサポート運動の普及
- 「鳥取県手話言語条例」に基づく事業推進、手話を学習するための取組の推進
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者に対する支援

【市町村・設置者】

- 地域における教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局・機関との連携・協働を円滑にするためのネットワークを構築しましょう。
- 相談・支援に関わる情報提供機能を充実させましょう。
- 幼稚園・認定こども園・保育所等への体制整備に係る助言を行いましょう。
 - ・園内委員会の設置や役割、特別支援教育担当に関する指導助言等
- 乳幼児健診や巡回相談等を活用し、専門機関や関係機関と連携しましょう。
- 巡回支援専門員等の整備を検討しましょう。
- 医療的ケアの必要な子どもへの支援体制を整えましょう。
- 合理的配慮の提供等により、きめ細やかな支援ができる体制を整えましょう。
- 基礎的環境整備の充実を図りましょう。
- 教育相談を積極的に活用しましょう。
(特別支援学校、LD等専門員、生徒支援・教育相談センター等)
- 特別支援教育に関する理解啓発を図りましょう。
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者に対する支援を行いましょう。

* 「障害」と「障がい」・・・鳥取県では（用語の持つ意味が失われたり、誤解されたりする恐れがある場合を除いて）共生社会の実現を推進するという観点から「障害」を「障がい」と表記すると定めている。



特別な配慮を必要とする 子どもへの指導

・ **障害のある幼児など**への指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

・ **海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児**については、安心して自己を発揮できるよう配慮する。

「幼稚園教育要領解説」（平成30年3月 文部科学省）

施策

発達の気になる子どもへの支援体制整備



「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

合理的配慮とは、障害のある幼児などが他の幼児と共に学ぶために安心して遊びや生活を送ることができるよう理にかなった変更や調整をすることです。基礎的環境整備とは、合理的配慮の基礎となるものであって、障害のあるこどもに対する支援を行う上での、環境の整備のことです。

園は、大人の関わり方や指導、既存の 保育環境・設備など、障害のある幼児などの周囲の様々な事項を変更・調整することが求められます。その内容が合理的配慮といえます。

「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」（令和5年3月 文部科学省 厚生労働省 内閣府）

POINT

園において障がいのある幼児などの指導に当たっては、チーム保育を核とし、家庭や関係機関と連携した体制整備が重要です。園生活全体を通じて、幼児一人一人に応じた指導の中で、障がいの状態や特性及び発達の程度等に応じて、発達を全体的に促し、生きる力の基礎を培っていきます。

施策

日本語の理解に不安がある外国籍等の子ども及び保護者への支援

外国人幼児等の受入れにおける 配慮について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省

- 外国人幼児等の受け入れにおける基本的な考え方
 - 外国人幼児等の受け入れにおける配慮に関する Q&A
- 受け入れにおける配慮
 - 指導における配慮
 - 家庭との連携における配慮
 - 関係機関との連携における配慮

学校生活ガイドブック



（鳥取県教育委員会人権教育課作成）

外国籍の保護者に対して、義務教育諸学校の学校生活の状況を案内するもので、9か国語10言語に翻訳しています。



県内3か所の「鳥取県国際交流財団」には、国際交流コーディネーターが在席しており、通訳ボランティアの派遣もしています。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 園内委員会を設置し、特別な支援を必要とする子どもへの支援方針を検討しましょう。
 - ・園内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認をしましょう。
- 特別支援教育担当（コーディネーター）の園分掌への位置付けを行いましょう。
 - ・園内の支援体制整備 ・外部の関係機関との連絡調整 ・保護者との連絡窓口
- 関係機関・専門機関と連携し、支援の充実を図りましょう。
 - （教育関係機関、福祉関係機関、医療機関等）
- 保護者と連携しながら教育的ニーズを把握し、園全体で組織的な支援を行いましょう。
- 子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を充実しましょう。
- 日本語の理解に不安がある外国籍等の子どもについては、個々の実態に応じ、指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行いましょう。

【小学校等】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援が着実につながるようにしましょう。

施策

教育相談の推進・園内（校内）支援体制の充実

LD等専門員

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、園・小学校等へ出かけて特別支援教育の園内（校内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行います。

- 発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする幼児・児童等の指導・支援に関する助言
- 園内（校内）支援体制の充実に向けた助言

依頼相談

担当区域内的の園・小学校等からの依頼に応じて、相談活動を行います。

巡回相談

担当区域内的の園・小学校等へ年1～2回、支援体制の充実に向けた相談活動を行います。

県内に14名配置（東部地区6名、中部地区3名、西部地区5名） 令和7年4月1日現在



「園内委員会」と「特別支援教育担当（コーディネーター）」

「園内委員会」とは

障害のある幼児などの指導内容や指導方法について振り返りながら、その後の教育の方向性について検討します。構成員としては、管理職、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任、支援員等が考えられます。

【役割】

- ・ 幼児の障害などによる遊びや生活の場面における困難さの把握
- ・ 障害のある幼児などの理解と発達課題の確認
- ・ 障害のある幼児などに対する指導内容や指導方法の検討
- ・ 障害のある幼児などの幼児理解に基づいた評価
- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成や活用
- ・ 障害のある幼児などの指導等に関する園内研修の企画・立案

「特別支援教育担当（コーディネーター）」とは

多機関にわたる複雑な連携を、効果的かつ円滑に進めるために、特別支援教育コーディネーターの役割を担う者を指名し、園務分掌へ位置付けましょう。

【役割】

- ・ 園内委員会の企画運営
- ・ 障害のある幼児などを担任する先生への支援と先生間の連携
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 保護者に対する相談窓口

「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」
(令和5年3月文部科学省 厚生労働省 内閣府)

園・学校における医療的ケアの推進

学校において医療的ケアを実施する意義について

学校において医療的ケアを実施することで

○教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加



○経管栄養や導尿等を通じた生活のリズムの形成

(健康の保持・心理的な安定)

○吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成

(コミュニケーション・人間関係の形成)

○排泄の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上

(心理的な安定・人間関係の形成)

○安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築

(人間関係の形成・コミュニケーション)

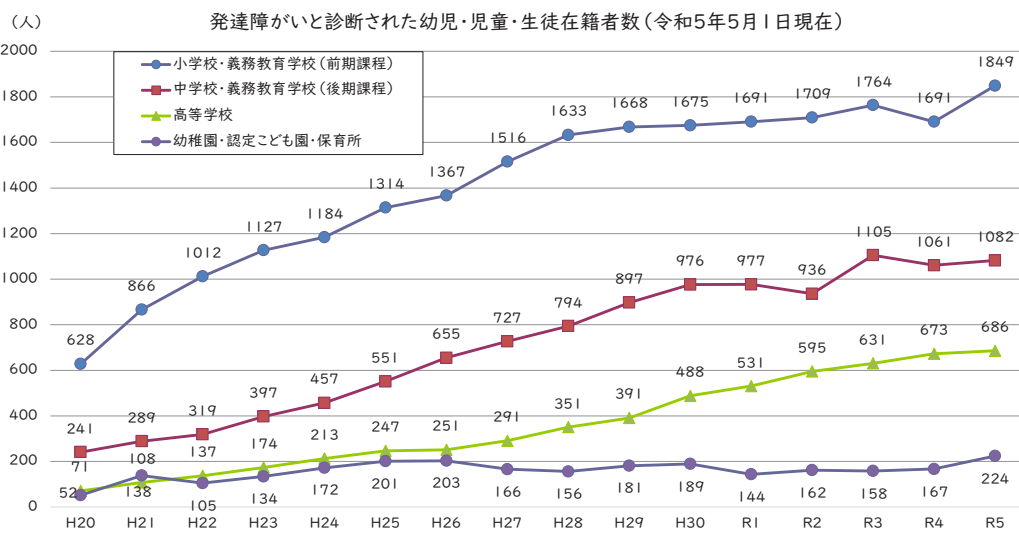
※カッコは対応する学習指導要領「自立活動」の区分の例

「学校における医療的ケアへの対応について」資料(平成30年1月)



(鳥取県医療的ケア児等支援センターHP)

鳥取県では令和4年6月に鳥取県医療的ケア児等支援センターを開設しました。相談窓口は、総合窓口(西部)に加え、東部・中部の各圏域に1か所ずつ設置し、相談者は身近な場所で相談できます。さらに各窓口の医療的ケア児支援マネージャーが相互に情報共有し、きめ細やかな対応ができるようにしています。



施策

鳥取県では、平成12年度(幼児については、平成16年度)から発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数を調査しています。調査結果を踏まえ、LD等専門員の配置や研修会の実施など、課題に応じた施策の充実に努めています。

基本方針（３）特別な配慮を必要とする子どもへの教育の推進

目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携・協働

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や教育・保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、切れ目のない指導・支援の充実を進めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 特別支援教育に関する研修の実施
- 特別支援学校のセンター的機能の充実やLD等専門員の活用の推進
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の推進
- 関係機関や就学先との連携強化
- 療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の整備

【市町村・設置者】

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の方法に関する研修会を開催しましょう。
- 地域における特別支援教育に対する理解啓発を進めましょう。
- 特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への相談支援体制を充実させましょう。
 - ・就学相談における情報提供
- 指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携を進めましょう。
- 支援会議の場を設け、個別の教育支援計画を用いて、本人・保護者・関係機関とも連携した接続や移行に取り組みましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 特別な支援を必要とする子どもの実態把握に努めましょう。
- 園内全保育者等の共通理解や情報交換を行いましょう。
- 園内研修、事例検討会等を実施し、保育者等の資質向上に努めましょう。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成し、活用しましょう。
- 保護者との信頼関係を築き、全保育者等による組織的な支援を充実させましょう。
- 切れ目のない支援を行うために、園内及び就学先への引継ぎを丁寧に行いましょう。

【小学校等】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援がつながるようにしましょう。
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成を引き継ぐとともに、校内で共有しましょう。

施策

特別支援学校のセンター的機能

東部地区

県立白兔養護学校（知的障がい）
 県立鳥取養護学校（肢体不自由・病弱）
 県立鳥取聾学校（聴覚障がい）
 県立鳥取盲学校（視覚障がい）
 鳥取大学附属特別支援学校（知的障がい）

中部地区

県立倉吉養護学校
 （知的障がい・肢体不自由）
 県立琴の浦高等特別支援学校（知的障がい）

西部地区

県立米子養護学校（知的障がい）
 県立皆生養護学校（肢体不自由・病弱）
 県立鳥取聾学校ひまわり分校（聴覚障がい）

令和6年4月1日現在



「個別の教育支援計画」・「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒等の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としています。

また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関・関係部局との密接な連携協力を確保することが不可欠です。

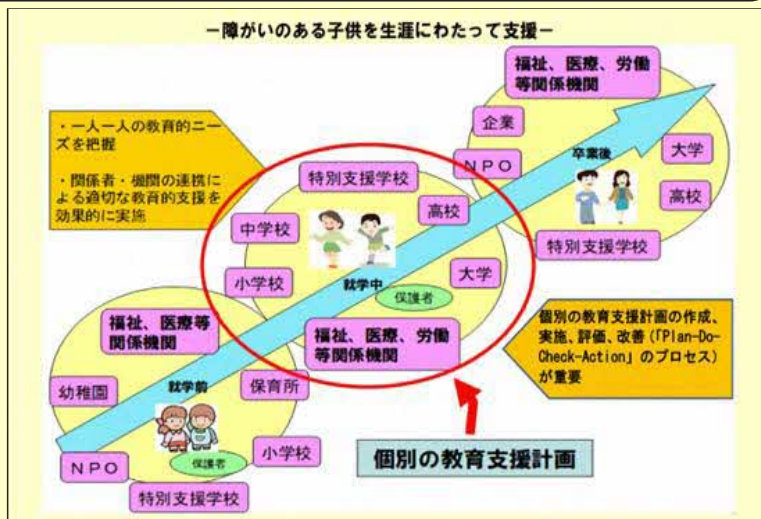
【作成の対象】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒

（※「特別な支援を必要とする」とは、学習上や生活上において課題や困難があり、教育的な支援が必要であること。）

【作成の内容】

- ① 一人一人のニーズ
- ② 支援の目標
- ③ 支援内容（合理的配慮を含む）
- ④ 支援者・機関
- ⑤ 評価・改訂・引継ぎ



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「『個別の教育支援計画』の策定に関する実証的研究」（平成18年3月）

◇「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」

- ☆長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うもの
- ☆家庭や福祉、医療、労働等の関係機関と連携して取り組むもの
- ☆学校が中心となって作成するもの
- ☆2～3年を目安に作成

「個別の指導計画」

- ☆教育課程を具現化したもの
- ☆学校等での指導における一人一人の指導目標や指導内容・方法等の明確化を図るもの
- ☆学校が責任をもって作成するもの
- ☆1年ごとに作成

「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を充実していくという関係になります。

「個別の指導計画」

は、保護者の同意の有無にかかわらず、作成します。

長期（1年間）目標を達成するためのステップとして、短期目標を設定し、具体的な支援等を記載します。



「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎ

【引継ぎの必要性】

それまで受けてきた支援を引継ぎ、一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につながります。

【引継ぎの主体者】

本人・保護者が主体となり、次の学校等へ持参し、必要な支援を引き継ぎます。場合によっては、あらかじめ本人・保護者の了解を得て学校等が行う場合もあります。

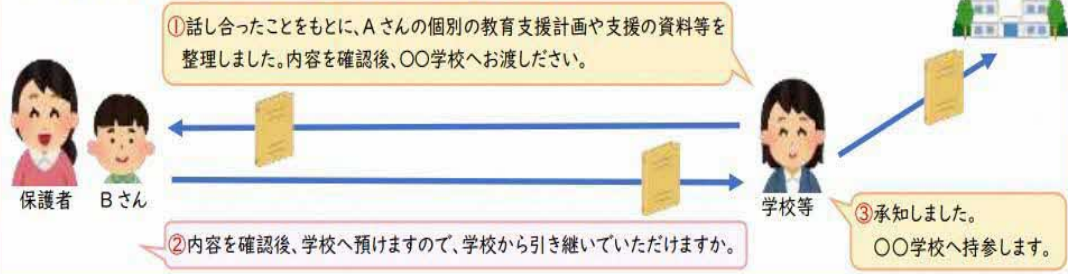
【個人情報の取扱い】

個人情報が漏洩したり滅失したりすることがないように、適切な管理を行うことが必要です。
○各自治体における個人情報保護条例等の規定に基づき、適切な管理や取扱いを行います。

<Aさんの場合:保護者が次の学校等へ持参する>



<Bさんの場合:学校等が保護者の了承のもと引き継ぐ>



POINT

【幼稚園・認定こども園・保育所等から就学先への引継ぎについて】

幼稚園や特別支援学校幼稚部、認定こども園、保育所、福祉機関等において、個別の教育支援計画やそれに類似した計画を作成している場合には、必要な関係資料を取りまとめ、保護者と共通理解のもと、就学先に引継ぎを行いましょう。また、移行支援計画書や移行支援シート等を作成し、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画のもととなるものとして、就学先に引継ぐ方法もあります。

生育歴や療育歴は非常に重要な情報ですので、早期から保護者との合意形成を図りながら移行をスムーズに行うことが大切です。



個別の教育支援計画を作成する上で参考となる資料



様式例と
記入のポイントを
示しています。

取扱注意

【支援シート】

現在や将来の生活又は学習に関する希望について、本人や保護者の願いを聴き取り、相談しながら記入します。支援の内容に関する願いは、合理的配慮につながる意思の表明にも当たるので、本人・保護者と十分確認し、合意形成したのについては④に明記します。本人や保護者の願いが、いつの時点のものか分かるように工夫して記入します。

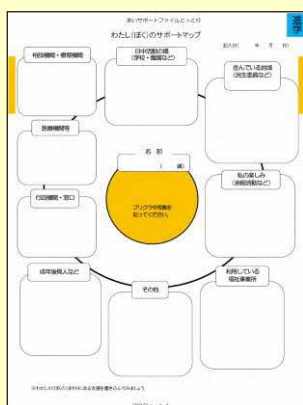
令和3年4月20日記入者（□□ □□）

① 本人の願い	・友達と楽しく勉強したい。ダンスが上手になりたい。（R3.3.10） ①本人の願いの把握が難しい場合は、支援者の観察や本人のつぶやき等から捉えます。保護者の願いと異なる場合もありますが、あくまでも本人の思いや願いを記載します。
② 保護者の願い	・自分でいろいろなことができるようになってほしい。自信をもって明るく生活してほしい。（R3.3.15） ・中学生になったら、特別支援学校に進学することも考えている。将来は一人暮らしできるとよい。（R3.3.15） ②卒業後の将来の姿を想像しながら、中・長期的な見通しも記載します。小・中・高等学校等への進学だけではなく、就労等への思いや願いなども記載します。
③ 支援目標	＜3年間（小学1年生～3年生）の支援目標＞ ・手がかりを確認しながら、活動を進めることができるようになる。 ・自分の気持ちや必要な事柄を正しく伝えることができるようになる。 ＜1年間（小学2年生）の支援目標＞ ・手がかりを確認しながら、身支度や身なりを整えることができるようになる。 ・実際の活動を通して、相手に伝えたい言葉や表現を広げる。 ③支援目標を踏まえ、関連する各教科等の「個別の指導計画」において、指導の方向性を具体的に示していきます。 ④支援目標の達成に必要な支

「特別支援教育の手引」（令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会）

あいサポートファイル

「鳥取県手をつなぐ育成会」（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課）



支援をつなぐために市町村が作成した資料

「就学移行支援モデルプログラム」として、特別支援教育担当（コーディネーター）の役割や関係機関との連携の在り方等必要な情報がまとめられています。就学に向けての準備と、就学後のフォローが計画的に進められ、小学校等へスムーズに適応できるようにしています。

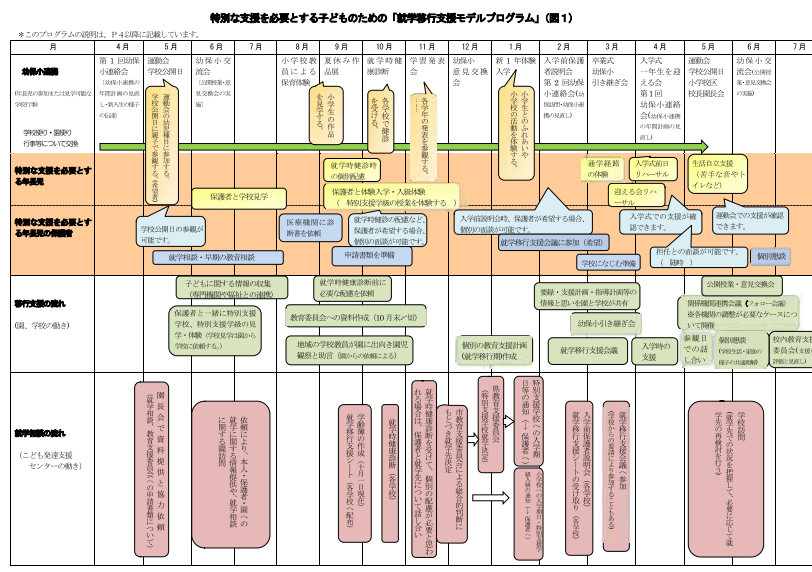
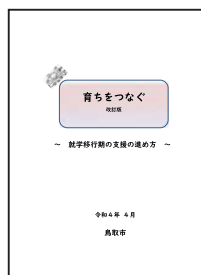


図1は小学1年生から小学6年生までの就学移行支援モデルプログラムであり、幼稚園や保育園、学校により実施内容が異なります。